

神戸学院大学自己点検評価規則細則

(趣旨)

第1条 神戸学院大学自己点検評価規則（以下「規則」という。）第8条に定める自己点検評価小委員会（以下「小委員会」という。）については、この細則の定めるところによる。

(構成)

第2条 自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）のもとに、次の各小委員会を置く。

- (1) 学士課程・大学院教育小委員会
- (2) 各学部小委員会
- (3) 各研究科小委員会
- (4) 共通教育センター小委員会
- (5) 教職教育センター小委員会
- (6) キャリア教育センター小委員会
- (7) 経営戦略推進関係小委員会
- (8) 総務関係小委員会
- (9) 財務・経理関係小委員会
- (10) 管財関係小委員会
- (11) 広報関係小委員会
- (12) 教務関係小委員会
- (13) 入学関係小委員会
- (14) 高大接続関係小委員会
- (15) 学生支援関係小委員会
- (16) キャリア支援関係小委員会
- (17) 国際交流支援関係小委員会
- (18) 研究支援関係小委員会
- (19) 図書館関係小委員会
- (20) 情報支援関係小委員会
- (21) 社会連携関係小委員会

2 委員会は、その他必要に応じて小委員会を置くことができる。

(任務)

第3条 小委員会は、委員会における決定に基づき、当該組織が所管する事項について点

検・評価を主体的、かつ、具体的に実施し、当該自己点検・評価報告書（以下「報告書」という。）を作成して、委員会に提出するものとする。

2 規則第8条第1項ただし書の規定により組織された小委員会は、認証評価機関が定めた大学評価基準に基づいて、点検・評価を主体的、かつ、具体的に実施し、当該報告書を作成して、委員会に提出するものとする。

3 前項により提出された報告書に基づいて行われた認証評価の結果、認証評価機関から改善を要する事項として求められた提言に対する改善報告書を作成して、委員会に提出するものとする。

（構成）

第4条 小委員会の委員は3名以上とし、当該組織において決定する。ただし、各学部長及び各研究科長は、委員になることはできない。

2 小委員会に座長を置き、座長は別表に定める各組織の長又は各組織の長の指名する者をもって充てる。

3 各小委員会の座長は、当該小委員会の構成員について、委員会に報告するものとする。

（運営）

第5条 座長は、2か月に1回以上小委員会を開催するものとし、各小委員会の運営に関する必要な事項は、当該小委員会において定める。

2 各小委員会の座長は、当該小委員会の運営に関する事項について、委員会に報告するものとする。

（任期）

第6条 各小委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 第3条第2項の規定により組織された小委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

（意見聴取等）

第7条 小委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

2 小委員会は、当該組織に対して報告書の作成に関して必要な資料の提出を求めることができる。

（小委員会座長連絡会議）

第8条 各小委員会の座長で組織する小委員会座長連絡会議（以下「座長連絡会議」という。）を置く。

2 座長連絡会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 委員会の副委員長
 - (2) 小委員会の各座長
- 3 座長連絡会議の議長は、前項第1号の構成員とし、座長連絡会議を必要に応じて招集し、その運用等については、議長が定める。
- 4 座長連絡会議の任務は、次のとおりとする。
- (1) 規則第4条の規定により委員会で決定した事項に基づいて、報告書を作成するための連絡・調整に関すること
 - (2) 報告書の進捗状況等について取りまとめて、委員会に報告すること
 - (3) 報告書の作成等に対する疑義、問題点等が生じた場合は、その疑義、問題点等について、委員会に出席して改善策等を求めること
 - (4) その他、報告書の作成方法等に関すること
- (事務)

第9条 小委員会の組織及び担当部署は別表に定めるとおりとする。

- 2 座長連絡会議の事務は、経営戦略推進グループ学長室において行う。

附 則

この細則は、2013年4月1日から施行する。

附 則（2014年4月1日）

この細則は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2015年4月1日）

この細則は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2015年5月21日）

この細則は、2015年5月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（2016年4月1日）

この細則は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年4月28日）

この細則は、2016年4月28日から施行する。

附 則（2017年5月18日）

この細則は、2017年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（2018年4月1日）

この細則は、2018年4月1日から施行する。

別表

小委員会	組織	担当部署
学士課程・大学院教育小委員会	全学教育推進機構会議	全学教育推進事務グループ
各学部小委員会	各学部	各学部長室
各研究科小委員会	各研究科	各学部長室
共通教育センター小委員会	共通教育センター委員会	全学教育推進事務グループ
教職教育センター小委員会	教職教育センター委員会	ポートアイランドキャンパス(以下「KPC」という。)教務事務グループ、有瀬キャンパス(以下「KAC」という。)教務事務グループ
キャリア教育センター小委員会	キャリア教育センター委員会	全学教育推進事務グループ
経営戦略推進関係小委員会	経営戦略推進部	経営戦略推進グループ学長室
総務関係小委員会	総務部	総務事務グループ
財務・経理関係小委員会	財務部	財務事務グループ、経理事務グループ
管財関係小委員会	財務部	管財事務グループ
広報関係小委員会	広報委員会	広報グループ
教務関係小委員会	教務委員会	KPC 教務事務グループ、KAC 教務事務グループ
入学関係小委員会	入学センター委員会	入学・高大接続事務グループ
高大接続関係小委員会	入学・高大接続センター（高大接続事務室）	入学・高大接続事務グループ高大接続事務室
学生支援関係小委員会	学生委員会	KPC 学生支援グループ、KAC 学生支援グループ
キャリア支援関係小委員会	就職委員会	キャリア支援グループ
国際交流支援関係小委員会	国際化推進委員会及び国際交流支援委員会	国際交流支援グループ
研究支援関係小委員会	全学研究推進委員会及び研究支援委員会	研究支援グループ
図書館関係小委員会	図書館運営委員会	図書館事務グループ
情報支援関係小委員会	情報支援センター運営委員会	情報支援グループ
社会連携関係小委員会	社会連携部	社会連携グループ